

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 18 日現在

機関番号：32511

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K04863

研究課題名(和文)日本人学校における基礎的環境整備の視点の整理と適切な合理的配慮の提供

研究課題名(英文)Organizing Points of Fundamental Environmental Improvement and Povision of Reasonable Accomodaiton in Japanese Schools

研究代表者

田中 良広 (TANAKA, Yoshihiro)

帝京平成大学・現代ライフ学部・教授

研究者番号：70392933

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究を遂行するまでは、世界で89校が開設されている日本人学校においてどのように特別支援教育(基礎的環境整備の状況や合理的配慮の提供)が推進されているか、どのような課題があるかに関してそれほど具体的には周知されていなかった。

本研究では、日本人学校における特別支援教育に係る課題を訪問調査を通して学校規模別に明らかにしようとした。その結果、小規模校(児童生徒数50人未満)と大規模校(500人以上)に比べて、中規模校(100人～500人)において、課題が多いことが明らかとなった。このことから、今後は、特に人材を中心として地域リソースの活用を積極的に行っていく必要があることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義として、訪問調査(授業参観、聞き取り調査等)を通して日本人学校における特別支援教育の推進に係る課題が中規模校に多く認められることを明らかにしたこと、また、日本人学校には日本国内と比較して人材を含めて活用できる地域リソースが圧倒的に不足していることを明らかにしたことが挙げられる。このことから、中規模校への支援を重点的に実施していくこと等の施策を実施することが有効であると考えられる。

社会的意義として、本研究の遂行に係り訪問調査対象校に特別支援学級が設置されるとともに、海外子女教育振興財団が文部科学省と共催する在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業の実施に結びついたと考える。

研究成果の概要(英文)：Before my study had conducted, situation of special needs education provided in 89 Japanese schools all over the world and which kind of educational challenges they have were virtually unknown.

In my study, I tried to reveal the current state of challenges in terms of special needs education in Japanese schools through school visit survey and to categorize those challenges into 3 school sizes: small, medium, large. Consequently I found that medium schools (100-500 pupils) face more challenges to be solved than small schools (less than 50 puuils) and large schools (more than 500 pupils). In view of this fact, it is necessary for medium schools to utilize local resources, especially human resources in an affermative way.

研究分野：特別支援教育

キーワード：日本人学校 合理的配慮 基礎的環境整備 特別支援教育 地域リソース 訪問調査 理解啓発

1. 研究開始当初の背景

2006年12月に国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択された。これを受けて我が国では、2012年7月に文部科学省が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を公表した。その後、様々な場面で「合理的配慮」という言葉が聞かれるようになり、特に、通常の学級における合理的配慮が適切に提供されることにより、インクルーシブ教育システムの構築が円滑に進むことが期待された。

一方、世界各地に89校が設置されている日本人学校では、図1に示したように日本国内と比べて特別支援教育に関する取り組みが必ずしも十分ではないことが明らかとなっていた。

具体的には特別な支援の必要な児童生徒の実態把握や校内研修はある程度実施されているものの、個別の指導計画の作成や特別支援教育コーディネーターの指名など、具体的な取り組みになると、十分には実施されていないことが伺えた。

特に、日本国内の状況と大きく異なる点として注目されるのは、「専門機関との連携」であった。これは、日本人学校が設置されている当該国にあっては治外法権的に地域社会とは隔離された存在になりがちであり、特別支援教育に関しては学校外にある地域機関や地域コミュニティとの関わりや連携が図られていないことを如実に物語っていると考えられた。このような状況を踏まえると、日本国内とは基礎的環境整備状況が異なっていること、学習支援員やボランティア等の人材活用状況が異なっていること、設置状況に応じた基礎的環境整備とそれに基づき提供される合理的配慮の内容も異なってくることが想定された。

また、日本人学校はその規模によって特別支援教育に係る校内リソースや校内支援体制が大きく異なることが予想されることから、学校規模別（小規模校：50人以下、中規模校：100人～500人程度、大規模校：500人以上）のそれぞれの状況を把握することが必要であることが示唆された。

これらの事実から、日本人学校の状況に応じた基礎的環境整備の視点を明らかにするとともに、それに応じた合理的配慮の提供を行っていく必要があると考えた。

2. 研究の目的

日本人学校における上記の状況を踏まえ、本研究では、以下の諸点を目的として実施した。

- (1) 日本人学校における特別支援教育の実施状況を把握するとともに、合理的配慮の提供に係る基礎的環境整備の視点の整理と日本人学校において提供可能な合理的配慮の視点を明らかにすること。
- (2) 学校規模別に特別支援教育に係る校内支援体制の状況を整理する。
- (3) 「日本人学校における合理的配慮作成マニュアル（仮称）」を作成し、各日本人学校における合理的配慮の提供を促進すること。

3. 研究の方法

研究の推進あたっては、学校規模別に日本人学校を訪問して授業参観や関係者からの聞き取

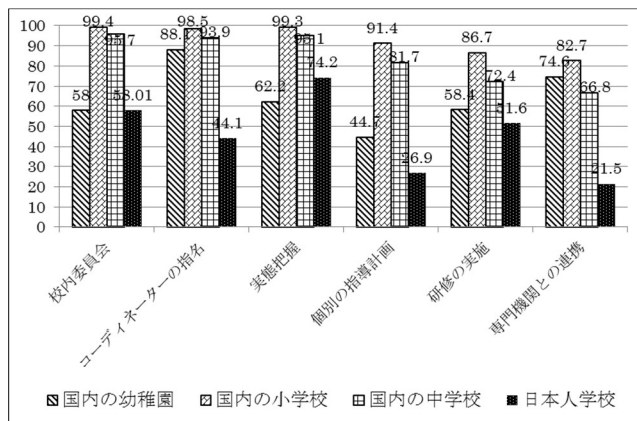


図1 特別支援教育体制整備に関する国内状況と日本人学校との比較

り調査、電子メールでの情報収集を行った。また、2019年度は財団法人海外子女教育振興財団と連携を図り、合同で実地調査を実施するとともに情報共有を行ってきた。

4. 研究成果

(1) 年度別の訪問調査の概要

本研究の実施期間中に、小規模校（ヨハネスブルグ）・中規模校（サンパウロ、北京、ハノイ）・大規模校（シンガポール）の3つの学校規模の異なる日本人学校5校を訪問し、調査を実施した。また、要望があった場合には保護者に対する教育相談を実施した。

1) 2016年度

訪問校：サンパウロ日本人学校

期 間：2017年1月29日～2月6日

内 容：授業参観、特別支援教育コーディネーター等からの聞き取り自閉症協会（PIPA）・日伯援護協会訪問

2) 2017年度

訪問校：シンガポール日本人学校（1回目）

期 間：2018年2月4日～2月8日

内 容：授業参観、特別支援教育コーディネーター等からの聞き取り調査、チャンギ校・中学部訪問、シンガポール日本人会訪問

3) 2018年度

訪問校：シンガポール日本人学校（2回目）

期 間：2018年6月9日～6月11日

内 容：特別支援学級設置のための会議への出席、対象児童の授業参観と判定、中学部校長との懇談、理事会役員との情報交換

訪問校：ヨハネスブルグ日本人学校

期 間：2018年9月1日～9月6日

内 容：授業参観、特別支援教育コーディネーター等からの聞き取り調査、私立特別支援学校訪問

訪問校：ハノイ日本人学校

期 間：2019年3月5日～3月7日

内 容：授業参観、特別支援教育コーディネーター等からの聞き取り調査、学級担任への相談対応

4) 2019年度

訪問校：北京日本人学校

期 間：2019年10月20日～10月22日

内 容：授業参観、特別支援教育コーディネーター等からの聞き取り調査、学級担任への相談対応

(2) 特別支援教育（合理的配慮・基礎的環境整備）に関する意識調査の結果

上述したように、我が国で合理的配慮等の用語が本格的に用いられるようになったのは2012年度からであるが、これらのことが日本人学校ではどのように受け止められているかをアンケート調査によって明らかにすることを試みた。

表1～3は上記の訪問調査を実施した日本人学校において「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

について、その意味をどの程度理解しているかを調査した結果である。実施年度と対象学校については、プラバシー保護の観点から公表を差し控えたい。これを見ると、合理的配慮については半数以上が意味を含めて理解されていた。一方、基礎的環境整備については、半数以上が質問時に初めて知ったというものであった。さらに、合理的配慮の内容については、その理解に大きな差が認められた。表3の項目は全て正しい内容であるが、内容によってはほとんど正しい理解ができていない項目が見受けられた。特に、表3の2については、選択した人はいなかった。

(3) 学校規模別にみる合理的配慮の提供に係る課題

上述した訪問調査によって、特別支援教育に係る指導・支援に関して学校規模別の特徴や課題が見えてきた。

1) 小規模校

小規模校については、①1クラスの人数が少ないこと、②それによって児童生徒個々人の課題が把握しやすいこと、③支援の必要な児童生徒に関する教職員間の共通理解が図られやすいこと等から、実際に合理的配慮を

提供する、あるいは支援の必要な児童生徒の個々の課題等に合わせた指導が実施しやすいと考えられた。実際に訪問した小規模校として分類される日本人学校では、小規模であるが故の家族的な雰囲気は漂っており、非常に落ち着いた指導が行われていたことが印象的であった。

2) 大規模校

大規模校の多くには、①絶対に派遣されている教職員数が多かったり、②特別支援学級が設置されていたり、③校内委員会等の支援体制が整っていたりしていることから、周知が進めば、比較的適切に合理的配慮が提供されたり、支援の必要な児童生徒への対応が適切になされることが期待できると考えられた。

3) 中規模校

日本人学校における合理的配慮の提供に関して最も課題が大きいと考えられたのは、100人から500人程度の、いわゆる中規模校であった。これらの学校の多くには、①特別支援学級等の校内リソースが設置されておらず、②クラスサイズも小規模校と比較して多くなっていること、③大規模校に比べて相対的に派遣教員数が少ないことから、人的保障に関する配慮要求に応じることが難しい状況であると考えられた。

(4) 文部科学省が示した内容にみる提供可能な合理的配慮

文部科学省では、学校において提供すべき合理的配慮の内容として、①教育内容・方法、②支

表1 合理的配慮の周知度

項目	人数
1. 意味を含めて知っていた	10
2. 意味は知らないが聞いたことはある	6
3. 聞いたことはない(今回初めて知った)	2

表2 基礎的環境整備の周知度

項目	人数
1. 意味を含めて知っていた	5
2. 意味は知らないが聞いたことはある	4
3. 聞いたことはない(今回初めて知った)	10

表3 合理的配慮の内容に関する理解度

項目	人数
1. 合理的配慮は、財政面や体制面において均衡を失した、あるいは過度な負担を課さないものでなければならない。	8
2. 合理的配慮は、本人や保護者の要求があってはじめて学校が提供するものである。	0
3. 合理的配慮は、保護者側と学校側がよく話し合っ合意形成を行った上で提供されるものである。	15
4. 相当な予算がかかったとしても、学校側が保護者側の要求を受け入れれば、合理的配慮として認められる。	3
5. 合理的配慮の提供に当たって保護者側と学校側の意見が一致しなかった場合は、第三者の助言等により解決を図ることが望ましい	11

援体制、③施設・設備の3つの観点で示している。この内容に関して、日本人学校において提供が可能であると想定される合理的配慮を整理した。

これらのうち、①教育内容・方法については、上述したように小規模校・大規模校では、提供可能であると考えられる。また、②支援体制について

は、比較的柔軟な体制をとることが可能な小規模校と、いわゆるマンパワーが充実している大規模校での提供が可能であると考えられる。

さらに、③施設・設備については、基礎的環境整備との区別が付きにくくはなるが、大規模校では提供される可能性が高いと考えられる。

3つの観点のうち、学校規模が最も影響すると考えられるのは支援体制であり、校内リソースが不足していると考えられる中規模校においてこの種の課題が顕著になると想定されることから、今後は、特に中規模校の日本人学校における支援の充実を図っていくことが求められよう。表4として「学校規模別にみる配慮提供の実行性」を示す。

表4 学校規模別にみる配慮提供の実行性

	小規模校	中規模校	大規模校
①—1 教育内容	○	△	○
①—2 教育方法	◎	△	○
② 支援体制	◎	△	◎
③ 施設・設備	△	○	◎

(5) 「合理的配慮提供マニュアル」の内容の視点

これまで述べてきたように、日本人学校においては様々な面において特別支援教育（合理的配慮の提供と基礎的環境整備）に係る指導・支援が十分には行われていないことが、訪問調査等によって明らかとなった。この状況を改善していくためには、学校長をはじめとする管理職や実質的な決定権を有している理事会に向けた理解啓発資料を提供していくことが必要であると考えられる。その内容については、以下の諸点を挙げておきたい。

- 障害者の権利に関する条約の理念
- 関連する国内法の理念と内容
- 日本人学校を取り巻く地域リソースの活用方策
- 保護者や在留邦人を対象としたボランティア養成のノウハウ
- 特別支援教育担当教員の派遣要請
- 校内研修とICTを活用した外部からの支援
- 教科指導法に根ざした授業改善

今後は、これらの視点に基づいて「合理的配慮提供マニュアル」を作成し、財団法人海外子女教育振興財団を通じて各日本人学校へ配布していく予定である。

また、ICTを活用した外部からの支援に関しては、既に海外子女教育振興財団が文部科学省との共催で実施に向けた取り組みを行っているところである。

<引用文献>

- ① 田中良広、日本人学校における合理的配慮 (1)、第55回日本特殊教育学会論文集、2017
- ② 田中良広、日本人学校における合理的配慮 (2)、第56回日本特殊教育学会論文集、2018
- ③ 田中良広、日本人学校における合理的配慮 (3)、第57回日本特殊教育学会論文集、2019

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 田中 良広
2. 発表標題 日本人学校における合理的配慮（1）
3. 学会等名 日本特殊教育学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 田中 良広
2. 発表標題 日本人学校における合理的配慮（2）
3. 学会等名 日本特殊教育学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 田中 良広
2. 発表標題 日本人学校における合理的配慮（3）
3. 学会等名 日本特殊教育学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考